

平成23年12月26日  
関西広域連合本部事務局

## 関西広域連合シンボルマーク（広域連合章）の公募について（案）

### 1 概要

関西広域連合（以下「広域連合」という。）設立1周年を機に、広域連合のイメージアップ及び知名度アップを図るため、シンボルマーク（広域連合章）を公募する。

最優秀作品は、広域連合のホームページ、広域連合が作成するパンフレット、封筒等で使用し、情報発信において積極的に活用するものとする。

### 2 募集内容

広域連合のイメージ（広域連合の活動については、ホームページ等を参考にしていただく）をわかりやすく表したシンボルマークを全国から募集する。

- ・ 一人1点の応募とし、作品に作品の作成意図又は解説（200文字程度）を添える（個人に加え、グループでの応募も可。学校単位等でまとまった応募も可）。
- ・ 実施事務や構成団体が変わってもそのまま使用できる、又は一部を変更して使用できる作品とする。

### 3 選定方法

(1) 広域連合協議会委員（55名）、広域連合議会議長・副議長、審査委員（※）の審査により8点を選定

(2) 広域連合委員会で最優秀賞及び優秀賞受賞作品を決定

※審査委員は、美術系大学等の教員1名又は2名とし、最優秀作品の修正及び補作も依頼

### 4 入賞作品

- ・ 最優秀賞 1点（賞状、副賞 各府県の特産品等10万円相当）
- ・ 優秀賞 7点（副賞 各府県の特産品等1万円相当）

### 5 スケジュール

- ・ 12月26日 第15回連合委員会でシンボルマークの公募について協議
- ・ ～2月中旬 作品公募期間（50日間程度）
- ・ 3月中 審査、広域連合委員会で入賞作品を決定

## (参考資料) シンボルマークについて

### 1 シンボルマークとは

団体等のイメージを図案化したものを「シンボルマーク」という。

【シンボルマークの例（広域連合構成府県章又は県旗デザイン）】



### 2 シンボルマークの使用にあたって

- ・ 各府県において、告示により府県章を規定
- ・ 各府県において、徽章（記章）規程又は職員服務規程により職員徽章（記章）を規定（鳥取県は職員記章・名札取扱要領により規定）
- ・ シンボルマークを一般の方にも使ってもらう場合には、使用基準又は取扱要領等を策定
- ・ 必要に応じ、シンボルマークの商標権を登録

### (参考) ロゴマークとは

団体名やブランド名の文字をデザインしたものを「ロゴ」、ロゴやマークを組み合わせる図案化したものを「ロゴマーク」という。

【ロゴマークの例（広域連合構成府県においてロゴマークとして使用されているもの）】

